

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人医薬基盤研究所			府省名	厚生労働省	
沿革		厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所の一部 厚生労働省国立感染症研究所の一部 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の一部			平成17年4月 独立行政法人医薬基盤研究所	平成27年4月(予定) →国立研究開発法人医薬基盤・健康・ 栄養研究所	
中期目標期間		第1期：平成17年度～平成21年度 第2期：平成22年度～平成26年度					
役員数及び職員数 (平成26年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4人(2人)	2人(0人)	2人(2人)	94人		197人
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	9,917	8,887	8,959	8,379	7,543	3,472
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	9,917	8,887	8,959	8,379	7,543	3,472
	うち運営費交付金	9,742	8,887	7,335	6,897	7,543	3,472
	うち施設整備費等補助金	175	889	1,483	1,483	—	—
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
	うち政府出資金	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位：百万円)		11,063	9,429	9,305	8,685	7,970	3,472
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		△31,668	△31,503	△30,963	△30,793		
発生要因		・ 承継事業の繰越欠損金は、平成17年度に旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から引き継いだもの。 ・ 実用化研究支援事業の繰越欠損金は、助成する際に会計処理上損失計上したもの。					
見直し内容		繰越欠損金の最大限の解消を目指すため、適正な評価体制の構築、既採択案件の適切なフォローを行う実行計画を策定した。実用化研究支援事業においては、平成25年度中に承認取得が1件、承認申請が1件され、また、承継事業においては、平成23年度にiPS細胞作成キットが上市されたことから、今後継続的な売上納付が期待される。引き続き、速やかに実用化されるよう適切なフォローを行うとともに、繰越欠損金の最大限の解消を目指してまいりたい。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		376	484	1,790	878		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		11,218	8,919	7,959	7,857	(見込み) 7,970	(見込み)
コスト削減の見込み額							

<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)</p>	<p>人件費については、平成 17 年度実績と比較して、13.5%の減となっている。 一般管理費については、平成 22 年度予算と比較して、10.07%の減となっている。 事業費については、平成 22 年度予算と比較して、6.16%の減となっている。</p>
<p>中期目標の達成状況 (国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項) (平成 25 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究所の一般公開を毎年 1 回以上開催することとされているところ、大阪本所、薬用植物資源研究センターにてそれぞれ 1 回開催した。 ・ 生物資源利用講習会を年 1 回以上実施することとされているところ、7 回実施した。 ・ 基盤的研究及び生物資源研究の研究成果につき年間 100 報以上の査読付き論文を掲載することとされているところ、106 報掲載した。 ・ 特許の出願を本中期目標期間中に 30 件以上行うことを目標とすることとされているところ、18 件行った（本中期目標期間中の累計は 53 件）。 ・ 生物資源研究（霊長類）において、高品質研究用カニクイザル年 100 頭を安定的に供給する体制を確立することとされているところ、155 頭の供給を行った。 ・ 研究開発振興（基礎研究推進事業）において、実用化が見込まれる研究プロジェクトの割合を 4 割以上確保することを目指すこととされているところ、5 割（10 課題中 5 課題）であった。 ・ 研究開発振興（基礎研究推進事業）において、1 研究プロジェクト当たりの査読付き論文数を中期計画当初年度より増加することを目指すこととされているところ、採択課題 1 件当たり 6.09 件（189 件）となり、中期計画当初年度より約 50%増加した。 ・ 研究開発振興（希少疾病用医薬品等開発振興事業）において、説明会を年 1 回開催することとされているところ、3 回開催した。 ・ 研究開発振興（実用化研究支援事業及び承継事業）において、中期目標期間中に研究成果による収益が見込まれる案件を 5 件確保することとされているところ、7 件確保した。
<p>中期目標の達成状況 (財務内容の改善に関する事項) (平成 25 年度実績)</p>	<p>当期利益金が発生しており、財務内容の改善が図られている。</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	基盤的技術研究及び生物資源研究					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>(基盤的技術研究) 新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図ることを目標に、医薬品等の開発に資する共通の技術の研究開発を行うとともに、アカデミア等に対する創薬技術支援を行うもの。</p> <p>(生物資源研究) 医薬品等の開発や難病等の研究に必要な生物資源(難病・疾患資源、培養細胞、実験用小動物、薬用植物、霊長類)の研究開発、収集、保存、維持、品質管理、提供を行うもの。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	805	553	524	634	529
	国からの財政支出額	537	494	474	580	529
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	54人	53人	53人	53人	-
	非常勤	139人	142人	149人	169人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○ 健康・医療戦略(平成26年7月22日閣議決定)等を踏まえ、世界最高水準の医療の提供に寄与する革新的な医薬品等の開発に資するよう、事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本医療研究開発機構、理化学研究所及び産業技術総合研究所と連携して創薬支援ネットワークの中核を担い、革新的な医薬品の創出を目指すため、創薬支援スクリーニングセンターを中心として、抗体・人工核酸等のスクリーニング、疾患モデル動物等の提供等の創薬技術支援を行う。 ・ 引き続き、①創薬を目指した実践的な研究、②ワクチン、難病・希少疾病等を対象とした基盤的技術研究、③スクリーニング技術や新規の生物資源の開発など創薬支援技術の開発に取り組む。 ・ 創薬支援ネットワークにおいて中核を担うとともに、自ら行う創薬技術研究や創薬技術支援について、企業、アカデミア、医療機関等と連携を図る。 <p>○ 国立健康・栄養研究所との統合により、医薬基盤研究所の「医薬品に関する専門性」と国立健康・栄養研究所の「栄養・食品に関する専門性」を融合し、統合によるシナジー効果を最大限発揮するため、以下のような研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品と食品の相互作用に関する研究 ・ 生活習慣病の新しい予防法に関する研究 ・ 健康に関する機能性表示食品の品質評価 					

<p style="text-align: center;">上記措置を講ずる理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康・医療戦略（平成26年7月22日閣議決定）、医療分野研究開発推進計画（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）等においては、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその円滑な実用化により世界最高水準の医療の提供に寄与することとされており、医薬基盤研究所としても、世界最高水準の医療の提供に寄与する革新的な医薬品等の開発に資するよう、事業を実施する必要がある。 ・ 特に、オールジャパンで新薬創出に向けた研究開発支援を行う「創薬支援ネットワーク」において、医薬基盤研究所は、その本部機能と抗体・人工核酸のスクリーニング、疾患モデル動物の提供等を始めとする優れた創薬技術支援機能を持つが故に、ネットワークの中核を担っているが、来年度から当該本部機能が日本医療研究開発機構に移管された後も、引き続き、連携してネットワークの中核を担い、新薬創出に貢献するため、創薬技術支援機能を充実・強化する必要がある。 ・ 国立健康・栄養研究所との統合に当たり、統合によるシナジー効果を最大限発揮するような研究を行うことにより、国民の健康の保持増進や安全性の確保に資する新たな成果を生み出す必要がある。
<p style="text-align: center;">行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>なし</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所				府省名	厚生労働省
事務及び事業名	研究開発振興					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	厚生労働大臣により指定された希少疾病用医薬品等の研究開発を促進するための助成金交付、指導・助言等（希少疾病用医薬品等開発振興事業）を行うとともに、画期的医薬品等の実用化段階の研究を行うベンチャー企業を支援する実用化研究支援事業（平成23年度廃止）の既採択案件のフォロー、成果の創出等や医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（旧医薬品機構）で実施した出融資事業に係る資金の回収等（承継事業）を行うもの。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	5,575	4,980	4,200	4,189	962
	国からの財政支出額	5,432	4,811	4,017	3,940	962
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	10人	11人	11人	10人	-
	非常勤	16人	18人	17人	17人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、患者数が極めて限られる希少疾病用医薬品等（いわゆるウルトラオーファンドラッグ等）に対する支援の強化、相談業務の充実等を図る。 ○ 実用化研究支援事業の既採択案件のフォロー、成果の創出等や承継事業についても、引き続き適切に取り組む。 					
上記措置を講ずる理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）において、「健康・医療戦略（平成25年6月14日関係大臣申合せ）において、『希少疾病用医薬品・医療機器の指定制度・助成金や専門的な指導・助言体制の充実・強化を行う』とされたことを踏まえ、上記2法人の統合後の法人において、その充実・強化を図る」とされたところであり、確実にその充実・強化を図る必要がある。 					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし					

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し	組織体制の整備	支部・事業所等の見直し	その他
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	国立健康・栄養研究所と統合する（平成27年4月1日予定）。	<ul style="list-style-type: none"> ①国立健康・栄養研究所との統合に当たり、総務部門、企画・立案部門を合理化しつつ、両研究所を総合的に運営する本部機能を確立する。 ②研究者が自ら行う創薬技術研究と創薬技術支援を一体的に行うことができる体制を整備する。 		
上記措置を講ずる理由	平成26年5月に成立した「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律」により、国立健康・栄養研究所と統合することとされている。	<ul style="list-style-type: none"> ①業務運営の効率化を図りつつも、組織のガバナンスや研究の企画・立案機能の強化を図る。 ②自ら行う創薬技術研究と創薬技術支援を一体的に行うことにより、それぞれの行程で獲得した知見を他方に活かすなどの相乗効果を発揮し、それぞれの機能の充実・強化を図る。 		

IV. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	その他	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	国立健康・栄養研究所との統合に当たり、総務部門、企画・立案部門を合理化しつつ、両研究所を総合的に運営する本部機能を確保する。	テレビ会議やメール会議等を更に活用するとともに、IT環境を整備する。		
上記措置を講ずる理由	業務運営の効率化を図りつつも、組織のガバナンスや研究の企画・立案機能の強化を図る。	国立健康・栄養研究所との統合に当たり、同研究所の研究機能は東京都に残るため、本部（大阪府）との十分な意思疎通・情報共有を図るとともに、組織ガバナンスを強化する必要がある。		

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	保有資産の見直し	自己収入の増大	官民競争入札等の導入
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)		<p>薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場については平成 23 年度をもって廃止した。</p> <p>土地建物等を不要財産として現物で国庫納付するため関係機関と協議を進めている。</p>	<p>競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取組を積極的に行う。</p>	
上記措置を講ずる理由		<p>研究資源の集約により、研究の効率化を図ることができるためである。</p> <p>また、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針においても、和歌山圃場を不要財産として国庫納付することとしている。</p>	<p>措置を講ずることで、重点的分野に研究費を振り分けることができ、研究の促進に資するためである。</p>	

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	その他			
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)				
上記措置を講ずる理由				

VI 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 26 年8月現在)

厚生労働省所管			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
2	医薬基盤研究所 (21)	● 調査研究の重点化等	② 研究分野を①次世代ワクチンの研究開発、②医薬品等の毒性等評価系構築に向けた基盤的研究、③難病治療等に関する基盤的研究の3分野に重点化した。今後も引き続き研究の重点化、効率性向上、他の機関との連携の在り方について検討することとしている。
		● 実用化研究支援事業の見直し	② 平成23年度に廃止した。ただし、委託金交付先からの納付金回収が終了するまで経過業務は継続することとしており、平成26年度においては、繰越欠損金の解消目標年度を平成40年度末と定め、実行計画として、適正な評価体制の構築、既採択案件の適切なフォローを行うこととした。平成25年度中に、承認取得が1件されたこと、また、承認申請が1件されたことから、今後、継続的な売上納付が期待される。引き続き、繰越欠損金の解消に向けて努めてまいりたい。
		● 承継業務の適正な処理	② 平成26年度においては、解消目標を事業終了予定の平成35年度末までの最大限の減少と定め、実行計画として、適正な評価体制の構築、適切なフォローを行うこととした。平成23年度にiPS細胞作成キットが上市され、出資先にローヤリティが得られている。引き続き、繰越欠損金の解消に向けて努めてまいりたい。
		● 培養細胞の提供業務の見直し	① ヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施していたバンク事業については、平成25年度から本法人単独で細胞分譲を行っ

				ている。
		● 支所の廃止	①	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場については平成 23 年度をもって廃止した。

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。

厚生労働省所管			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
3	年金積立金管理 運用 (21)	● 運用受託機関の選定	
		● 調査研究の推進	
		● 運用委員会の議事録の公表	

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立健康・栄養研究所			府省名	厚生労働省	
沿革		大正 9. 9. 17 内務省栄養研究所創立→昭和 22. 5. 1 国立栄養研究所→平成元. 10. 1 国立健康・栄養研究所→平成 13. 4. 1 独立行政法人化（公務員型）→平成 18. 4. 1 非公務員化→平成 27. 4. 1 医薬基盤研究所と統合予定					
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年 4 月～平成 18 年 3 月		第 2 期：平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月		第 3 期：平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月（予定）	
役員数及び職員数 (平成26年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4 人（ 2 人）	2 人（ 0 人）	2 人（ 2 人）	41 人		50 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	739	691	667	659	671	
	特別会計	—	—	—	—	—	
	計	739	691	667	659	671	
	うち運営費交付金	739	691	667	659	641	
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	30	
	うち政府出資金	—	—	—	—	—	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		838	791	760	739	753	
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		252	4	17	105		
発生要因		主に運営費交付金の収益化基準について、人件費（退職手当を除く。）において、期間進行基準を採用しており、任期付研究員制度を活用するなど予算の節約を図ったことによるものである。					
見直し内容		上記の利益剰余金は、すべて国庫に返納することとしている。 人員の欠員が生じた際には、速やかに人員の補充を図る。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		—	24	16	40		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		796	824	719	624	(見込み) 605	(見込み)
コスト削減の見込み額							

<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費については、事務補助員の削減や不要な複写機の廃止を行うなどにより経費節減に努め、平成 22 年度実績と比べ 11.6%減となり中期目標を達成した。 ・ 人件費については、人事異動の際に積極的に若い職員を配置するなどの改善を図り、平成 22 年度実績と比べ 19.1%減となり中期目標を達成した。 ・ 業務経費については、研究機器のリース期間満了後、新規リースを行わず、再リース契約で対応したことや消耗品、備品の共同利用などの経費節減に努め、平成 22 年度実績と比べ 24.5%減となり中期目標を達成した。
<p>中期目標の達成状況 (国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項) (平成 25 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省や地方自治体等における健康作り施策に不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的とした「国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究」や「法定業務」は中期目標期間中はいずれも「A」以上（一部はS）であり、国民の健康・福祉の増進にとってなくてはならないものと評価されている。 ・ 学術論文の掲載 400 報以上、口頭発表 1000 回以上を目標としているが、目標期間である 5 年間のうち、3 年目を終えて、学術論文の掲載は 316 報、口頭発表は 598 回と目標達成に向けて概ね順調に進んでいる。
<p>中期目標の達成状況 (財務内容の改善に関する事項) (平成 25 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金以外の競争的資金については、中期目標期間の最終年度までに、研究資金の 50%以上の獲得を達成することを目標としているが、平成 25 年度実績においては 54.39%を獲得し、目標を達成している。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表①

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究 ②日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究 ③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 ④科学技術基本計画に沿った、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究 ⑤研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画に資する調査研究及び専門家（管理栄養士等）への情報提供</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	609	559	593	570	/
	国からの財政支出額	545	495	530	505	/
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	32.1人	31.2人	29.7人	33.6人	/
	非常勤	43.9人	38.4人	39.1人	35.2人	/
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 生活習慣病対策や健康食品の安全確保は国の重要施策の一つであり、健康・医療戦略（平成26年7月22日閣議決定）等を踏まえ、一部研究計画等を見直した上で、引き続きこれらの研究を継続的に実施する。</p> <p>② 医薬基盤研究所との統合により、医薬基盤研究所の「医薬品に関する専門性」と国立健康・栄養研究所の「栄養・食品に関する専門性」を融合し、統合によるシナジー効果を最大限発揮するため、以下のような研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品と食品の相互作用に関する研究 ・ 生活習慣病の新しい予防法に関する研究 ・ 健康に関する機能性表示食品の品質評価 <p>③ 将来を見据えた、国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するため、課題克服、エビデンス創出等を目指した若手研究者等による関連研究領域の基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p>					

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>① 厚生労働省、内閣府等の担当部局と密接な連携を図りながら、国の生活習慣病対策、「健康食品」の安全性確保等の健康づくり施策の企画立案や推進に結びつくものに重点を置いて調査研究を推進してきている。また、民間団体、大学、他府省等における調査研究と重複しないよう、必要に応じて役割分担による共同研究を実施している。</p> <p><u>こうした経緯を踏まえ、長寿社会が進展する中で、生活習慣病対策や健康食品の安全確保は国の重要施策の一つであり、一部研究計画等を見直した上で、引き続きこれらの研究を継続的に実施する。</u></p> <p>② 医薬基盤研究所との統合により、それぞれの持つ高度な専門性を生かしながら、国民の健康の保持増進に寄与することが求められている。</p> <p>③ 健康・医療立国、科学技術立国を目指す我が国にとって、将来を担う研究者の育成は急務であり、大学等では養成が困難な課題克服、エビデンス創出型の研究を担う人材養成を図る必要がある。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの調査研究の進展により、若手研究者の育成や将来のシーズとなる研究成果が期待されるとともに、当該成果を活用した受託研究等も見込まれることから、収入増も期待される。 ・業務の効率化、機器の効率的な運用等により、改善に努める。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表②

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所			府省名	厚生労働省、内閣府	
事務及び事業名	健康増進法に基づく業務					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>①国民健康・栄養調査の集計業務 厚生労働省の健康づくり施策、医療対策等の施策を実施する基礎データを得るため、例年、全国 300 地区、約 3,500 世帯（拡大調査は全国 475 地区、24,555 世帯を対象）に調査を実施し、そのデータの集計・解析を実施している。</p> <p>②特別用途食品の許可又は承認に必要な試験及び収去食品の試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別用途食品（乳児用、幼児用、妊婦用、病者用などの特別な用途に適する旨の表示を許可された食品）として申請のあったものについて、内閣総理大臣は当研究所に、許可に必要な試験を行わせることになっている。 ・国が収去した特別用途食品並びに栄養表示がされた食品について、表示の内容が適切か否かを確認するため、当研究所において当該表示に係る有効成分の定量試験を実施することになっている。 					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度 (要求)
	支出予算額	111	97	95	99	/
	国からの財政支出額	100	86	83	88	/
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	5.6 人	5.5 人	5.2 人	5.9 人	/
	非常勤	7.7 人	6.7 人	6.9 人	6.2 人	/
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 国民健康・栄養調査の集計業務については、見直し後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>② 特別用途表示の許可試験及び収去試験については、今後も引き続きこれらの業務を確実に実施するため体制の確保・強化を行う。また、これらの試験のうち、分析技術の確立した試験については、登録試験機関における検査の精度管理に引き続き務める必要がある。</p> <p>③ 栄養表示に係る収去試験については、食品表示法において、民間試験機関が実施することが可能な枠組みとなったことから、当研究所としては、消費者庁の食品表示法にかかる収去試験の検討状況を踏まえつつ、業務の重点化を進める。</p>					

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>①国民健康・栄養調査の集計業務については、厚生労働省の健康づくり施策、医療対策等施策を実施する基礎データを得るために不可欠なものとして位置づけられており、見直し後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>②特別用途表示の許可試験については、登録試験機関においても実施されているところであるが、検査精度の維持・管理や検査方法の標準化、ヒアリングの実施等の課題も多数あり、登録試験機関を活用しつつ、当研究所が引き続き、主体的に実施していく必要がある。特別用途食品の収去試験については、健康増進法に基づき、引き続き当研究所が自ら実施する必要がある。</p> <p>③栄養表示に係る収去試験については、食品表示法に基づき民間試験機関が実施することが可能な枠組みとなったが、行政処分等の権限の行使が伴うという業務の性格から、国の関係機関である当研究所が分析法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組む必要がある。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>・業務の効率化、機器の効率的な運用等により、改善に努める。</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表③

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所				府省名	厚生労働省
事務及び事業名	国際協力・産学連携等対外的な業務					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>① 国際栄養協力体制を充実強化し、特にアジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たす。</p> <p>② 産学連携推進機能の強化等により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指す。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	48	49	48	50	/
	国からの財政支出額	42	43	42	44	/
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	2.8人	2.8人	2.6人	3.0人	/
	非常勤	3.9人	3.4人	3.5人	3.1人	/
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① <u>WHO 協力センターとして、アジア地域を中心に国際協力活動を推進していく。</u></p> <p>② 今後も引き続き産学連携による大学や企業等との共同研究や受託研究等を推進していく。</p> <p>③ 食育推進基本計画に基づき全国的に食育を推進するため、関係機関・団体等との連携や役割分担の下に、当研究所の役割を踏まえて、食育推進に資する研究・普及啓発活動を引き続き実施する。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>① WHO では、運動・栄養対策の強化による非感染性疾患(NCD)の克服を最重要課題の一つとしており、アジア地域をはじめとする諸外国から、運動・栄養分野における <u>WHO 協力センターとしての国立健康・栄養研究所への期待が高いため。</u></p> <p>② 研究成果の社会還元や知的財産の獲得及び実用化の観点から、今後も引き続き産学連携による共同研究や受託研究等を推進していく。</p> <p>③ 食育推進基本計画に基づき、関係機関・団体等と連携して、科学的な背景に基づく食育を全国的に推進することが必要であるため。</p>					

<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none">・国際協力を通じてアジア地域をはじめ諸外国の健康水準が向上すれば、社会的利益は大きい。・共同研究や受託研究が盛んになれば研究所の収入増が期待されるとともに、知的財産等が実用化されれば、研究成果の社会還元や実用化による研究所の収入増が期待される。
---	---

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表④

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	栄養情報担当者（NR）制度について					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	栄養情報担当者（以下「NR」という。）が社会的役割を果たすことができるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図るとともに、実際の業務内容のモニタリング等を行い、制度や研究所の関与のあり方について検討すること。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	24	16	4	4	/
	国からの財政支出額	4	4	4	4	/
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	/
	非常勤	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	/
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>・栄養情報担当者(NR)制度については、新規資格取得試験を平成24年6月の認定試験をもって終了し、栄養情報担当者(NR)制度を一般社団法人日本臨床栄養協会に移管することとした。移管先である同協会においては、「NR・サプリメントアドバイザー」制度を創設し、平成25年12月に最初の認定試験を実施したところ。また、既存の資格取得者に対しては、3年間の更新期間(平成27年7月に完了)までに日本臨床栄養協会へ順次移管する予定。</p> <p>なお、業務移管時に要員の見直しを行う予定。</p>					
上記措置を講ずる理由	政独委から示された「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日政委第30号)において、本事業は当研究所の業務としては早期に廃止するものとされたため。					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	制度の廃止に伴うコスト減が期待される。					

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し	組織体制の整備	支部・事業所等の見直し	その他
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	医薬基盤研究所と統合する (平成27年4月1日予定)。	医薬基盤研究所との統合に 当たり、事務部門を合理化 する。		
上記措置を講ずる理由	平成26年5月に成立した 「独立行政法人医薬基盤研 究所法の一部を改正する法 律」により、医薬基盤研 究所と統合することとされて いる。	業務運営の効率化を図るた め。		

IV. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	その他	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	医薬基盤研究所との統合に 当たり、健康・栄養に関する 研究の特性を踏まえつつ、 運営体制を合理化する。	テレビ会議やメール会議等 を更に活用するとともに、 IT環境を整備する。		
上記措置を講ずる理由	業務運営の効率化を図るため。	医薬基盤研究所との統合に 当たり、健康・栄養に関する 研究機能は東京都に残るため、 本部（大阪府）との十分な 意思疎通・情報共有を図る 必要がある。		

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	保有資産の見直し	自己収入の増大	官民競争入札等の導入
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)		該当なし	競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを積極的に行う。	
上記措置を講ずる理由			措置を講ずることで、重点的分野に研究費を振り分けることができ、研究の促進に資するためである。	

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	その他			
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)				
上記措置を講ずる理由				

VI 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 26 年8月現在)

厚生労働省所管			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
1	国立健康・栄養 研究所 (22)	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担の見直し 	<p style="text-align: center;">①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで当研究所のみであった栄養表示にかかる収去試験は、平成 25 年 6 月に公布された食品表示法の規定により、内閣総理大臣が収去した食品の試験について、食品衛生法に規定する登録検査機関に委託することができることとなった。 ・食品表示法において、民間試験機関が収去試験を実施することが可能な枠組みとなったことから、当研究所としては、消費者庁の食品表示法にかかる収去試験の検討状況を踏まえつつ、業務の重点化を進めることとしている。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 特別用途食品の表示許可試験手数料の見直し 	<p style="text-align: center;">①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別用途食品の許可試験にかかる手数料については、健康増進法施行令において一律 17 万 2 千円と定められていたが、同施行令が一部改正され、80 万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が定めることとされ、改定された政令は、平成 25 年 10 月 1 日から施行された。 ・平成 25 年 10 月 1 日より、改定された政令に準じて許可試験を遂行している。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 栄養情報担当者(NR)認定制度の廃止 	<p style="text-align: center;">②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養情報担当者(NR)制度については、新規資格取得試験を平成 24 年 6 月の認定試験をもって終了し、栄養情報担当者(NR)制度の移管先である一般社団法人日本臨床栄養協会において、「NR・サプリメントアドバイザー」制度を創設し、平成 25 年 12 月に認定試験を実施した。既存の資格取得者に対しては、3 年間の更新までに日本臨床栄養協会(平成 27 年 7 月に完了)

				へ順次移管する。 なお、業務移管時に要員の見直しを行う予定。

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。